

『HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす』利用約款

2022年4月5日制定
2022年10月25日改定
東日本高速道路株式会社
北海道支社

(通則)

第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する、「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす」(以下「本商品」といいます。)について適用します。

(定義)

第2条 本約款の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

- 一 ETC 無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定める、ETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC 車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車種)

第3条 本商品を利用できる車種(道路整備特別措置法第25条第1項により当社が公告する高速道路の料金車種区分により定められた車種をいいます。以下同じ。)は、ETC無線通信により通行が可能な「普通車」及び「軽自動車等」の2車種です。

(利用期間)

第4条 本商品を利用できる期間は、別表①に定める期間のうち、あらかじめ申込みされた利用開始日の0時(ただし、利用開始日当日の申込みの場合は申込時)から利用期間の最終日の24時までの連続した期間(以下「利用期間」といいます。)とします。

2 本商品においては、2日間以上7日間以内の任意の日数を設定できるものとします。ただし、利用開始日として登録できる最終の日付(以下「最終利用開始日」といいます。)は別表②に定めるとおりとします。

3 各通行にかかる日時の判定は、入口料金所又は出口料金所の通過によるものとします。ただし、次の各号に該当する通行は、それぞれ各号のとおりとします。

- 一 均一料金区間(道央自動車道/札幌南IC～札幌JCT、札幌自動車道/札幌西IC～札幌JCT、以下同じ)を通行する場合は、入口料金所の通過によるものとします。
- 二 札幌自動車道(札幌西IC～小樽IC)において、小樽ICを入口として通行する場合は、朝里本線料金所を入口

料金所とします。また、小樽 IC を出口として通行する場合は、朝里本線料金所を出口料金所とします。ただし、朝里 IC と小樽 IC 間を通行する場合は、朝里料金所の通過によるものとします。また、入口料金所のない札幌西 IC から通行する場合は、出口料金所の通過によるものとします。

三 道東自動車道(千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC)において、本別 IC・足寄 IC を入口として通行する場合は、池田本線料金所を入口料金所とします。また、本別 IC・足寄 IC を出口として通行する場合は、池田本線料金所を出口料金所とします。ただし、池田 IC と本別 IC・足寄 IC 間を通行する場合は、池田料金所の通過によるものとします。

(対象区間)

第 5 条 本商品は次の各号に該当する区間の通行に適用します。

- 一 道央自動車道 大沼公園 IC～士別剣淵 IC
- 二 札幌自動車道 小樽 IC～札幌 JCT
- 三 後志自動車道 余市 IC～小樽 JCT
- 四 道東自動車道 千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC
- 五 日高自動車道 苫小牧東 IC～沼ノ端西 IC
- 六 深川留萌自動車道 深川 JCT～深川西 IC

(申込方法等)

第 6 条 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、利用開始までにインターネットにて申込みください。(本商品の申込み以前の通行は本商品の適用を受けません。)

2 利用開始の判定は、本商品の対象となる通行のうち、利用開始日の 0 時(ただし、利用開始日当日に申込みの場合は申込時)以降の最初の通行によるものとします。

3 申込みの際は、「利用開始日、利用日数、車種、申込者氏名、メールアドレス、居住する都道府県、連絡先電話番号、ETC カード番号及び有効期限」(以下「申込内容」といいます。)を入力してください。

4 申込内容の入力が正しく行われていない場合又は次の各号を満たさない場合には、本商品は申込みできません。

- 一 ETC カードでの登録であること

ただし、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカードでは、申込みできません。

- 二 ETC システム利用規程の規定に基づきセットアップした ETC 車載器を正当に利用していること

5 当社は、申込みされた内容により受付手続きが完了したときには、受付手続きが完了したことを電子メールにより申込者へ通知するものとします。また、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって申込内容を有効とし、申込内容を登録します。なお、前項に定める各号を満たしていても、第 12 条に定める各号の一に該当する場合は適用対象外となるため、登録をもって当社が本商品の利用を保証するものではありません。

6 ETC カードの利用の可否は発行カード会社及び六会社の取扱いによりしますので、本約款に基づく本商品の受付は、当社が登録 ETC カードの有料道路における利用を保証するものではありません。

7 自家用自動車の有償貸渡事業を営む者等(以下「レンタカー事業者」といいます。)から借受けた ETC カード(以下「レンタル ETC カード」といいます。)により本商品を利用する場合は、本商品の利用について予め同意を得な

ければなりません。また、本約款に定める事項に承諾のうえ、レンタカー事業者が申込手続きを行うことも可能です。

(利用方法)

第 7 条 関係法令、ETC の利用方法等を遵守のうえ、本商品に登録している ETC カードを使用して、第 5 条の対象区間において、ETC 無線通信により通行して下さい。

2 入口料金所の ETC レーンが点検等により利用できなかった場合には、入口料金所の一般レーンで通行券を受取り、出口料金所および本線料金所では、一般レーンの係員に通行券と本商品に登録している ETC カードを渡してください。また、出口料金所および本線料金所の ETC レーンが閉鎖している場合も同様に、一般レーンの料金所係員に本商品に登録している ETC カードを渡してください。(均一料金区間の料金所で ETC レーンが閉鎖している場合も、一般レーンの料金所係員に本商品に登録している ETC カードを渡してください。)

3 本商品を申込した利用期間内であれば、対象区間の IC 間を回数制限なく通行できます。

(請求等)

第 8 条 当社は、利用期間の最初の通行において、別表②に定める販売価格を、本商品の料金として課金します。なお、ETC マイレージサービスの還元額がある場合は、ETC マイレージサービスの還元額を本商品の料金の支払いに充当します。

2 通行時における料金所の路側表示器、ETC 車載器の料金表示や音声案内及び ETC マイレージサービスのポイント確認画面の料金表示では、通常料金(通常の ETC 割引が適用される場合、通常の ETC 割引適用後の料金。以下同じ)が案内されますが、利用条件を遵守し、本商品を適正に利用された場合には、本商品の利用期間内かつ対象区間内で案内された料金の支払は不要です。

3 ETC 利用照会サービス(登録型)又は ETC マイレージサービスのポイント明細確認画面に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は、確定時に利用期間の最初の通行の「利用 IC(自)」欄が「ドラ割(北海道)」となり、「通行料金」欄が本商品の料金となります。なお、最初の通行以外の走行明細は表示されません。

4 クレジットカード会社又は ETC パーソナルカード事務局が発行する請求書には、利用期間中の走行明細は記載されません。

(他の割引との適用関係)

第 9 条 ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。

2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。

3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。

4 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合にも、当該割引の利用回数として算入しません。

(ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与)

第 10 条 2022 年 11 月 7 日(月)から 2022 年 11 月 17 日(木)までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第 7 条に定める通行を行った場合、本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイントを付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。

(ETC パーソナルカードの利用停止)

第 11 条 ETC パーソナルカードは、お支払の済んでいないご利用金額の合計額(以下、「未払債務の合計額」といいます。)が、預託いただいたデポジットの 80%相当額(以下、「ご利用可能額」といいます。)を上回りますと、利用停止となる場合があります。

【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】

本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

[詳しくはこちら](#)

(適用対象外)

第 12 条 本商品は、次の各号の一に該当する場合は適用対象外とし、その通行については本商品の料金は適用されません。なお、適用対象外の通行は、別途通常料金をお支払いいただきます。

- 一 登録の ETC カード以外で通行したとき
- 二 登録の車種以外で通行したとき
(ただし登録した車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録した車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。)
- 三 登録の利用期間外に通行したとき
- 四 対象区間外を通行したとき
- 五 正しい車両情報がセットアップされた ETC 車載器を未設置で通行したとき
- 六 登録の 1 枚の ETC カードを同時に 2 台以上の車両に使用したとき
- 七 本商品が最初に適用された通行と異なる自動車で通行したとき

(無効)

第 13 条 不正な通行の手段として本商品を利用されたときは本商品は無効として、利用期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、東日本高速道路株式会社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金が加算されます。

(解約・変更等)

第 14 条 利用期間中に本商品が適用となる通行がある場合、途中解約、払戻し、及び一部返金はありません。ただし、自然災害等より本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。

- 2 本商品の解約手続きは、インターネットにて、利用開始まで可能です。
- 3 利用期間中であっても、本商品が適用となる通行がない場合に限り解約できます。本商品が適用となる通行の前に、当社のお客さまセンターへ解約をお申し出ください。
- 4 登録された利用期間中に本商品が適用となる通行実績がなかった場合には、登録は自動的に解約となり、本

商品の料金は請求されません。

5 本商品の申込内容を変更することはできません。一度解約のうえ、再度申込みください。

(個人情報の保護)

第 15 条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定めるプライバシー保護に関する方針(「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす」のプライバシー保護に関する方針)に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第 16 条 当社は、次の各号に掲げるときに、本商品をお申し込みのお客さまが被った被害について、一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない申込内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざん又は窃取されたとき
- 四 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 六 ETC カードの利用が停止されたとき
- 七 第 6 条第 7 項に定めるレンタカー事業者からの同意を得ずにレンタル ETC カードにより本商品を利用したとき

(約款の変更)

第 17 条 この約款は特別の事情により変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第 1 項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

《附 則》

本約款は、2022 年 10 月 25 日(火)14 時から施行します。なお、この約款の施行の際、現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者に対しても、この約款の規定を適用します。

別表① 利用可能期間

利用可能期間①	2022 年 4 月 15 日(金)～2022 年 4 月 26 日(火)
利用可能期間②	2022 年 5 月 10 日(火)～2022 年 8 月 8 日(月)
利用可能期間③	2022 年 8 月 18 日(木)～2022 年 11 月 17 日(木)

別表② 販売価格及び最終利用開始日

利用日数		2日間	3日間	4日間
販売 価格	普通車	8,000円	9,000円	10,700円
	軽自動車等	6,400円	7,200円	8,100円
最終 利用開始日	利用可能期間①	4月26日(火)※	4月24日(日)	4月23日(土)
	利用期間期間②	8月8日(月)※	8月6日(土)	8月5日(金)
	利用可能期間③	11月17日(木)※	11月15日(火)	11月14日(月)

利用日数		5日間	6日間	7日間
販売 価格	普通車	11,700円	12,700円	13,700円
	軽自動車等	9,200円	10,200円	11,200円
最終利用開 始日	利用可能期間①	4月22日(金)	4月21日(木)	4月20日(水)
	利用可能期間②	8月4日(木)	8月3日(水)	8月2日(火)
	利用可能期間③	11月13日(日)	11月12日(土)	11月11日(金)

※4月26日(火)、8月8日(月)、11月17日(木)を利用開始日にした場合、日帰り利用としてのみ可能です。

未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例

ETCでのご利用料金は、お客さまがご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未払債務の合計額が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未払債務の合計額がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

【例】(「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす」ではなく、一般的なドラ割の例)

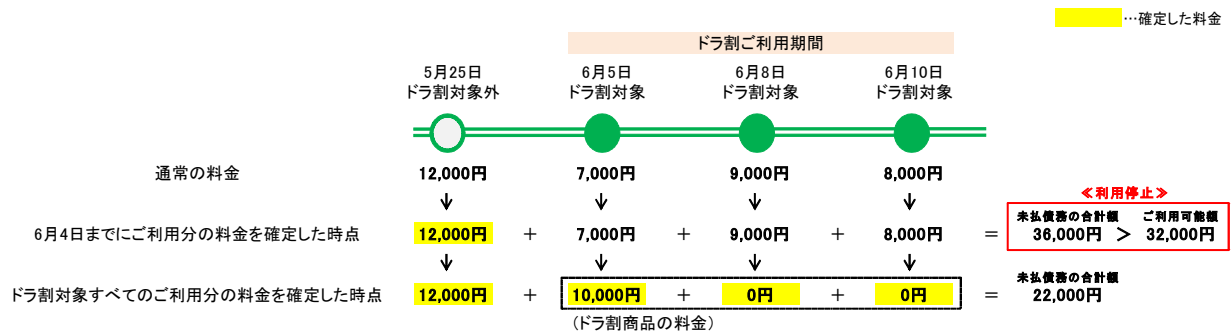
○デポジット額 40,000 円

○ご利用可能額 32,000 円

○ドラ割商品の料金 10,000 円(6 日間プラン、利用期間:6/5~10) の場合

1. ドラ割商品の料金が適用される前

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、7,000 円、9,000 円、8,000 円)で計算するため 36,000 円となり、一時的にご利用可能額(32,000 円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



2. 一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、9,000 円、8,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)を合算するため 39,000 円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

